

農業委員会定例会 10月

1. 開催日時 令和6年10月19日 午後1時30分～

2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室

3. 欠席委員 3番委員、6番委員

4. 議事日程

(1) 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 非農地証明願承認について

議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

5. その他

6. 会議の概要

事務局長	ただいまから定例会を開催したいと思います。 議事につきましては、会長に進行をお願いします。
議長	会長あいさつ 今日、お忙しいところお集まりいただきました。ただいまより開催いたします。本日の議事録署名人ですが、1番委員、2番委員をお願いします。それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、[]在住の[]所有の [] 畑 259 m² について []の[]が譲り受けるための申請となっております。申請地では[]を栽培する計画となっております。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
1番委員	現場見てきたんですけども今[]が建っておる中に、[] []みたいなものが植わっておりました。多分ここだろうと思うんですけども、もし[]、どうするのかわかりませんが、そういうのが現状はそういう状態になっておりました。特に問題ないかとは思いますが、以上です。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、[]在住の[]所有の

	畑 180 m² について の が譲り受け、申請地では を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
1 番委員	現場ですけどもすでに が植えられており、そのまま利用して栽培されるのかと思っております。特に問題はないと思います。
議長	何か相続のときに、(前所有者の の) が に当たる方ですが、その方が相続しておったのを、 がまた、贈与か何かをしたということだと思います。この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の3番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	3番は、 在住の 所有の 畑 229 m² について が譲り受け、申請地では を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
職務代理	この場所はですね がある裏で、結構 の中では、目立つ場所なんです。 については年に1回ぐらいは草刈をしておるんですけども、それ以外は荒れておったところでございますので、 の方で を栽培していただけるということは、非常に

いいなと思っております。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 4番は、[]在住の[]所有の
[] 畑 314 m²
[] 畑 222 m²
の計2筆536 m²について
[]の[]が譲り受け、申請地では[]を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員 2枚ともこのままほっておいたら荒れるようになるような感じなんですけれども、うまく利用してもらえれば、よくなると思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 5番は、[]在住の[]所有の

	畑 282 m² について の が譲り受け、申請地では を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員は欠席ですが事務局何かありますか。
事務局	なんですが、昨年度この上の畑を購入されています。今回もこの隣接地なので、問題ないと思います。地元委員にも確認取っています。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第2号（（非農地証明願承認）の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、在住の 所有の 畑 1.02 m² について 国道拡幅事業により分筆を行った結果、狭小、不整形地となり耕作困難となったため、非農地証明できるものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
2番委員	現場を見に行ってきたんですけど、その の、屋敷のすぐ横なんですけど道の方に、ちょっとあるだけなんですよ。もう1 m²程度ですから何の影響もないし、別に問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する

議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第2号（（非農地証明願承認）の2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、 在住の 所有の 畑 579 m² について 長年に渡り耕作放棄状態が続き、自然潰廃したため農地として復旧することが困難となったものです。自然潰廃し、かなりの年月が経っているため、非農地証明できるものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
4番委員	航空写真を見ても分かるように山になっていますので問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第2号（非農地証明願承認）の3番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	3番は、 在住の 所有の 畑 651 m² 畑 299 m² 畑 935 m² 畑 65 m² 畑 558 m² 畑 163 m² 畑 427 m²

長年に渡り耕作放棄状態が続き、自然潰廃したため農地として復旧することが困難となったものです。自然潰廃し、かなりの年月が経っているため、非農地証明できるものと判断しています。

私の担当地区で、航空写真がございまして、見るまでもないかと思いますが、私は問題ないというふうに思っておりますので、よろしくお願い致します。この件について意見はありますか。

審議する

審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第2号（（非農地証明願承認）の4番について、事務局から説明をお願いします。

4 番は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] 所有の
[REDACTED] 畑 508 m²
[REDACTED] 畑 627 m²

長年に渡り耕作放棄状態が続き、自然潰廃したため農地として復旧することが困難となったものです。自然潰廃し、かなりの年月が経っているため、非農地証明できるものと判断しています。

これも私の担当地区でございまして、[]の横になりますが、ほとんど山の状態でございます。隣は、[]の土地でございまして[]をたくさんが作っておりますが、その横はずっと大きく上げておりました。問題はないかと思っております。この件について意見はありますか。

審議する

審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

1番は、[]在住の[]所有の

[] 畑 577 m²

[] 畑 683 m²

の計2筆1,260 m²について

[]の[]が、引き続き借り受けるものです。

申請地では、[]を栽培する計画で、期間は5年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

2番委員

[]は、[]で、綺麗に管理しているので問題はないと思います。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

審議する。

議長

審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、4番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。

【4番委員退席】

議長

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

2番は、[]在住の[]所有の

[] 田 852 m² について

[]の[]が、引き続き借り受けるものです。

申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は5年間の使用貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

【4番委員着席】

議長 4番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。
次に、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、■■■■在住の■■■■■所有の
■■■■■畑 587㎡ について
（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■■の■■■■■に貸し付けるものです。
申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 この辺りは前後左右ほぼ■■■■■が■■■■■を植えられていますので、何ら問題ないかと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	4番は、 在住の 所有の 田 528 m² 田 674 m² の計2筆1,202 m²について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である の に貸し付けるものです。 申請地では、 を栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
9番委員	一応見に行ったんですが、更新ということで、これは農地機構から、賃貸借から使用貸借に変更されるということで問題ないと思います。
10番委員	補足で、 が借りる案件で賃貸借から使用貸借に変更したんですが、これからは水代、これは所有者さんが払っていたのですが、この水代分だけいただいていこうと今整理しております。今回の については、水代が発生していないので、使用貸借に変更する形となります。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。

議長

審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。

それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理

はい本日は短時間に非常にスムーズに新ご審議賜りありがとうございました。秋祭りも終わりましたし、秋本番というところでございますが、会長の方からおっしゃられましたように、まだまだ暑い日が続いております。体調管理等を気をつけていただきますようお願い申し上げまして、大変お忙しいところご出席いただいたことと、熱心にご審議いただきましたことについて、お礼申し上げます。

これで定例会を閉会とします。

閉 会 午後2時00分

議 長 会長

議事録署名人 1 番

議事録署名人 2 番

